

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 6 年 6 月 7 日付けで、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が公布されました。

このうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」といいます。）の改正内容については、公布から 1 年以内に施行することとされていましたが、12 月 6 日付けで公布された政令により、施行期日が令和 7 年 4 月 1 日と定められました。

マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても本人確認を行えるよう「カード代替電磁的記録」の定義がマイナンバー法第 2 条第 8 項に新たに追加されることにより、同項以降を引用している丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に項ずれが生じるため、所要の改正を行います。

2 改正の概要

改正箇所	改正前	改正後
第 2 条第 2 号	第 2 条第 8 項	第 2 条第 9 項
第 2 条第 3 号	第 2 条第 1 2 項	第 2 条第 1 3 項
第 2 条第 4 号	第 2 条第 1 4 項	第 2 条第 1 5 項

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
(議案第 2 号)

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について (議案第 3 号)

1 改正の趣旨

令和 6 年 8 月 8 日付けで人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づいて、月例給、期末手当、勤勉手当を引き上げる見直しや、社会・公務の変化に応じた給与制度の整備についての勧告を行いました。これを受け、国においては、人事院勧告の内容に基づいた関係改正法案が国会に提出され、12月17日に可決されました。

丹波篠山市においては、地方公務員法第 24 条の規定により、従前から人事院勧告に基づき賃金、労働条件の改定を行ってきたところであり、法の趣旨に則して本勧告に基づいた措置を行おうとするものです。

なお、市長、副市長及び教育長の特別職の期末手当については、昨年度に引き続き引上げを見送ることとします。

2 改正の概要

(1) 一般職関係 (議案第 2 号)

ア 職員の給与に関する条例の一部改正

＜正規職員＞

期末・勤勉手当 支給割合の引上げ 年間 4.5 月→4.6 月

(第 1 条関係)

① 期末手当

	6 月期	12 月期
令和 6 年度	1.225 月 (支給済み)	1.275 月

② 勤勉手当

	6 月期	12 月期
令和 6 年度	1.025 月 (支給済み)	1.075 月

③ 給料表の改定

初任給をはじめ若年層の給料月額の上上げ (平均改定率 3%) (初任給は、大卒 23,800 円、高卒 21,400 円の引上げ)

(第2条関係)

①期末手当

	6月期・12月期
令和7年度以降	1.25月

②勤勉手当

	6月期・12月期
令和7年度以降	1.05月

③扶養手当

配偶者に係る扶養手当の廃止と子に係る扶養手当の増額 (1人につき)

	配偶者に係る扶養手当	子に係る扶養手当
令和6年度(現行)	6,500円	10,000円
令和7年度(経過措置)	3,000円	11,500円
令和8年度以降	廃止	13,000円

④通勤手当

支給限度額の見直し 限度額 55,000円/月→限度額 150,000円/月

⑤地域手当

令和7年度から段階的に支給

	地域手当
令和7年度	2%
令和8年度以降	4%

⑥管理職特別勤務手当

支給対象時間帯の拡大

午前0時から午前5時まで → 午後10時から翌日の午前5時まで

⑦給料表の改定

<定年前再任用短時間勤務職員>

期末・勤勉手当 支給割合の引上げ 年間2.35月→2.4月

(第1条関係)

①期末手当

	6月期	12月期
令和6年度	0.6875月	0.7125月

②勤勉手当

	6月期	12月期
令和6年度	0.4875月	0.5125月

(第2条関係)

①期末手当

	6月期・12月期
令和7年度以降	0.7月

②勤勉手当

	6月期・12月期
令和7年度以降	0.5月

③住居手当 定年前再任用短時間勤務職員を新たに支給対象

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当 支給割合の引上げ 年間 3.4月→3.65月

(第3条関係)

①特定任期付職員の給料表の改定（現行の給料表を下記のとおり改定）

号給	給料月額	
	現行	改正後
	円	円
1	380,000	392,000
2	427,000	440,000
3	477,000	492,000
4	539,000	555,000
5	615,000	634,000

②期末手当

	6月期	12月期
令和6年度	1.7月	1.75月

(第4条関係)

①期末手当

	6月期・12月期
令和7年度以降	0.95月

②勤勉手当 令和7年度から新たに支給

	6月期・12月期
令和7年度以降	0.875月

③地域手当の支給 ※市職員給与条例に準じます。

ウ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当 支給割合の引上げ 年間 4.5月→4.6月

(第5条関係)

①期末手当

	6月期	12月期
令和6年度	1.225月	1.275月

②勤勉手当

	6月期	12月期
令和6年度	1.025月	1.075月

③給料表の改定（平均改定率3%）※市職員給与条例に準じます。

(第6条関係)

①期末手当

	6月期・12月期
令和7年度以降	1.25月

②勤勉手当

	6月期・12月期
令和7年度以降	1.05月

③地域手当の支給（パート会計年度任用職員は、報酬へ地域手当相当額を上乗せ） ※市職員給与条例に準じます。

エ 公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(第7条関係)

- ①扶養手当の改定 ※市職員給与条例に準じます。
- ②地域手当の支給 ※市職員給与条例に準じます。
- ③住居手当の支給条件 家賃12,000円/月を超過→家賃16,000円/月を超過

オ 職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

(第8条関係)

減給する金額の算定に、地域手当を追加

カ 育児休業等に関する条例の一部改正

(第9条関係)

引用する市職員給与条例から第15条が削除されることに伴う形式的な改正

キ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

(第10条関係)

給与に地域手当を追加

(2) 議会の議員関係（議案第3号）

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

（第1条関係）

期末手当 支給割合の引上げ 年間 4.5月→4.6月

支給月	6月期	12月期
令和6年度	2.25月	2.35月

（第2条関係）

支給月	6月期・12月期
令和7年度以降	2.3月

3 施行期日

公布の日

- (1) 丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条、第3条及び第5条の規定については、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用します。第2条、第4条及び第6条から第10条の規定について、令和7年4月1日から施行します。
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例第1条の規定については、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用します。第2条の規定について、令和7年4月1日から施行します。

丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国家公務員一般職が、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において、巡回監視、応急作業又は災害状況等の調査等に従事する場合、特殊勤務手当として災害応急作業等手当が支給されていますが、能登半島地震を踏まえ、令和 6 年 1 月 19 日付けで総務省から、地方公共団体の職員が行うと想定される避難所運営や罹災証明に係る家屋調査についても災害応急作業等手当の支給対象に該当しうするため、適切に運用するよう通知がありました。また、令和 6 年 8 月 1 日付けで消防庁から、大規模災害の被災地へ緊急消防援助隊として出動した消防職員への手当支給について、適切に対応するよう通知が出されています。

丹波篠山市では、災害応急作業等手当及び緊急消防援助隊への手当に該当する特殊勤務手当を設けていませんが、地震や洪水等による大規模災害が発生した際、国・県又は災害応援協定を締結している地方公共団体からの依頼に基づき、市職員を被災地へ派遣することがあります。また、同様の災害が市内で発生し、市職員が対応に当たることもあります。

については、市内外における巡回監視、応急作業及び消防活動等並びに派遣先の地方公共団体における避難所運営支援及び罹災証明に係る家屋調査等の業務に従事するに当たり、肉体的・精神的負担が伴うことを踏まえ、市職員へ災害応急作業等手当を支給できるよう条例を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 特殊勤務手当の種別及び支給額を規定している別表において、国家公務員一般職の災害応急作業等手当のうち巡回監視又は応急作業等と同額である日額 7 1 0 円又は日額 1, 0 8 0 円の災害応急作業等手当を追加します。

- ① 異常な自然現象等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防又は道路等において巡回監視の業務に従事した職員 日額 7 1 0 円
- ② 異常な自然現象等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において応急作業若しくは応急作業のための災害状況

の調査又は消防活動等に従事した職員 日額1,080円

③ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された職員で、避難所運営に係る業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した職員 日額710円

④ 次に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次に定める額（同一の日において、次の各号のいずれにも該当するときは、イに定める額）を加算した額とします。

ア 業務が日没時から日出時までの間に行われた場合

当該額の100分の50に相当する額

イ 業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合

当該額の100分の100に相当する額

(2) 公営企業職員も災害応急作業等手当の支給対象とするため、附則において、丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に特殊勤務手当に関する条文を追加します。

3 施行期日

令和7年4月1日

丹波篠山市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

地震、豪雨、洪水等の災害が市内で発生した際、災害対策基本法（昭和36年法律第261号）に基づく要請又はあっせんにより他の地方公共団体等から派遣された職員に対し、同法では、派遣を受けた地方公共団体が災害派遣手当を支給できると規定されています。

同様に、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）においても派遣手当について規定がなされています。

については、勤務地を離れて本市に滞在するために必要となる宿泊等の費用を弁償する性質の手当として、国の基準額に基づく災害派遣手当等を支給できるよう条例整備します。

2 制定の概要

災害対策基本法等に基づき派遣された他の地方公共団体職員等に対する災害派遣手当等を整備します（国の基準どおりの額）。

利用施設の区分 市の区域内 に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設 （1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館・ホテル営業の施設以外の施設

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第6号説明資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が、令和7年6月1日から施行されます。この改正では、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する内容が盛り込まれていることから、関係条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

条番号	改正する条例	改正前	改正後
第1条 関係	丹波篠山市職員の給与に関する条例	禁錮、禁錮	拘禁刑
第2条 関係	丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	禁錮	拘禁刑
	丹波篠山市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例		
	丹波篠山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例		
第3条 関係	丹波篠山市個人情報保護法施行条例	懲役	拘禁刑
	丹波篠山市議会の個人情報の保護に関する条例		

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年6月1日

(2) 経過措置

ア 罰則の適用等に関する経過措置（附則第2項、第3項関係）

この条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例を適用します。

イ 人の資格に関する経過措置（附則第4項、第5項関係）

この条例の施行後においても、懲役、禁錮に処せられた者やこれらの刑

で起訴された者を資格制限の対象とします。

丹波篠山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員に対する退職報償金については、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」といいます。）又は指定法人が、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の定める基準に従い、その支給に要する経費について市町村に支払うこととなっています。

今般、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が令和6年12月27日に公布され、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分が追加されたことに伴い、これに合わせて改定するものです。

2 改正の概要

消防団員退職報償金の勤続年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加します。

別表（第2条関係） 退職報償金支給額

階級	勤続年数						
	5年以上 10年未満 円	10年以上 15年未満 円	15年以上 20年未満 円	20年以上 25年未満 円	25年以上 30年未満 円	30年以上 <u>35年未満</u> 円	<u>35年以上</u> 円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

※下線部分が今回新しく追加する部分

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

この条例による別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によります。

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正
する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市では、子育て世代の全世帯が安心して医療を受けられるよう、福祉医療費助成の年次更新月の令和7年7月から小学4年生から中学3年生までの通院医療費の所得制限を撤廃します。また、令和7年10月からは高校生世代の通院医療費助成（一部負担金を除いた額）を新設し、こども医療費助成の市単独事業分を拡充します。

このことにより、令和7年7月からは、通院医療費は0歳から中学3年生まで全員が無償となります。さらに、令和7年10月から、高校生世代も通院医療費助成を受けられることとなります。

なお、入院医療費は、令和4年4月から0歳から高校生世代まで全員が無償となっています。

2 改正の概要

- (1) こどもの福祉医療費助成に係る所得等による支給制限についての規定を削除します（第4条第1項第3号関係）。この削除にあわせて、字句の整理を行います（第4条第1項第2号関係）。
- (2) 高校生等の福祉医療費助成を削除し、こどもの福祉医療費助成を高校生世代（16歳到達年度から18歳到達年度まで）まで拡充します。ただし、高校生世代の通院に係る医療費については、医療機関ごと1日800円、月2回までの一部負担を超える金額を助成します（第1条、第2条、第3条、第7条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年7月1日（小学4年生から中学3年生までの通院医療費助成の所得制限の撤廃）

令和7年10月1日（高校生世代の通院に係る医療費助成）

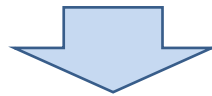
(2) 経過措置

この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例によることとします。

議案第 8号説明資料（2）

○令和7年6月30日まで

対象年齢	通院		入院	
	所得制限	自己負担	所得制限	自己負担
0歳	なし	なし	なし	なし
1歳から 小学3年生まで	なし	なし	なし	なし
小学4年生から 中学3年生まで	あり	なし	なし	なし
高校生等 16歳到達年度から 18歳到達年度 末まで	—	—	なし	なし



○制度改正（①令和7年7月1日から②令和7年10月1日から）

対象年齢	通院		入院	
	所得制限	自己負担	所得制限	自己負担
0歳	なし	なし	なし	なし
1歳から 小学3年生まで	なし	なし	なし	なし
小学4年生から 中学3年生まで ① 7月1日から	なし	なし	なし	なし
高校生等 16歳到達年度から 18歳到達年度末 まで ② 10月1日から	なし	医療機関等ごと 1日800円、 月2回まで	なし	なし

丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国民健康保険制度では、兵庫県及び市町が参画する兵庫県国民健康保険連絡協議会で国民健康保険の安定運営等について協議し、その結果を踏まえ、兵庫県が「兵庫県国民健康保険運営方針」及び「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」を策定しています。

丹波篠山市では、「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」（令和 9 年度に標準保険料率の統一、県算定による市町村標準保険料率賦課割合の統一）の方針に基づき、令和 7 年度の国民健康保険税率を改定します。

具体的には、令和 9 年度の市町村標準保険料率に近づけるため、現在の税率との差を令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間で約 1/3 ずつ引き上げる改定を行います。

2 改正の概要

（1）国民健康保険の税率改定

	所得割率		均等割額 (被保険者数割)		平等割額 (世帯数割)	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①基礎課税額	7.08%	7.23%	27,600 円	29,304 円	19,560 円	20,100 円
②後期高齢者支援金等課税額	2.94%	2.97%	11,520 円	12,000 円	7,560 円	7,848 円
③介護納付金課税額	2.62%	2.59%	12,360 円	12,696 円	6,000 円	6,216 円

① 基礎課税額: 医療給付費などに充てられる費用についての保険税

② 後期高齢者支援金等課税額: 後期高齢者医療制度の医療給付費を支援するための保険税

③ 介護納付金課税額: 介護保険の第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)としての保険税

（2）国民健康保険税の軽減額

世帯の所得により均等割及び平等割に軽減措置があります。

（単位：円）

区 分		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		令和6 年度	令和7 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和6 年度	令和7 年度
①基礎課税額	均等割	19,320	20,513	13,800	14,652	5,520	5,861
	平等割	13,692	14,070	9,780	10,050	3,912	4,020
②後期高齢者 支援金等課税額	均等割	8,064	8,400	5,760	6,000	2,304	2,400
	平等割	5,292	5,494	3,780	3,924	1,512	1,570
③介護納付金 課税額	均等割	8,652	8,888	6,180	6,348	2,472	2,540
	平等割	4,200	4,352	3,000	3,108	1,200	1,244

（3）子ども（未就学児）に係る均等割の軽減額（均等割額の1／2の軽減措置）

（単位：円）

区 分	軽減なし		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	令和6 年度	令和7 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和6 年度	令和7 年度
①基礎課税額	13,800	14,652	4,140	4,396	6,900	7,326	11,040	11,722
②後期高齢者 支援金等課税額	5,760	6,000	1,728	1,800	2,880	3,000	4,608	4,800

3 施行期日

令和7年4月1日

【参考1】

○県算定による令和 7 年度市町村標準保険料率(丹波篠山市)

	所得割率	均等割額	平等割額
①基礎課税額	7.54%	32,558 円	20,920 円
②後期高齢者支援金等課税額	3.02%	12,874 円	8,272 円
③介護納付金課税額	2.62%	13,516 円	6,639 円

○県算定による令和 7 年度標準保険料率 (丹波篠山市) 賦課割合

(単位:%)

	所得割合		均等割合		平等割合		合 計	
	県指示	市税率 改定分	県指示	市税率 改定分	県指示	市税率 改定分	県指示	市税率 改定分
①基礎課 税額	45.96	47.35	38.42	36.75	15.62	15.90	100	100
②後期高 齢者支援 金等課税額	46.10	47.46	38.32	37.20	15.58	15.34	100	100
③介護納 付金課税額	44.55	46.39	39.20	38.09	16.25	15.52	100	100

【参考2】1人当たり平均保険税(軽減後)の比較

① 令和6年度税率で試算した場合

	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額	計
1人当たり平均保険税	64,279円	26,421円	27,447円	118,147円

② 令和7年度 県が示す標準保険料率で算定した場合

	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額	計
1人当たり平均保険税	70,357円	27,555円	28,668円	126,580円
令和6年度税率①との比較 差 引 ②-①	6,078円	1,134円	1,221円	8,433円
% ②/①×100	109.5%	104.3%	104.4%	107.1%

③ 令和7年度税率改定分 基金繰入(23,268千円)
標準保険料率との税率差の約1/3を引き上げる。

	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額	計
1人当たり平均保険税	66,405円	26,775円	27,640円	120,820円
令和6年度税率①との比較 差 引 ③-①	2,126円	354円	193円	2,673円
% ③/①×100	103.3%	101.3%	100.7%	102.3%

丹波篠山市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国では、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）に基づき、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるに当たり、常駐・専任規制等のアナログ規制を見直し、下水道排水設備工事責任技術者の常駐・専任要件についても規制緩和を図っています。これまで、排水設備指定工事店は、営業所ごとに排水設備工事責任技術者を「専属」させることが義務付けられていましたが、同一都道府県内における営業所間での兼任が可能となりました。

また、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部が改正され、下水道使用者が下水道に排除する下水に含まれる「六価クロム」に係る基準が強化されました。さらに、より正確に測定できる技術が確立されたことによる水質汚濁に係る環境基準の項目の見直しにより、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）において「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改正され、令和7年4月1日から施行されます。

これらの改正に伴い、関連する丹波篠山市下水道条例（平成11年篠山市条例第189号）について所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

（1）排水設備工事の施工について

条例第4条第1項中「技能を有する者が専属する業者」を「技能を有する者を選任する業者」に改めます。

（2）除害施設の設置等について

条例第14条第1項第11号中「六価クロム0.5ミリグラム以下」を「六価クロム0.2ミリグラム以下」に改め、同項第41号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

3 施行期日

令和7年4月1日

丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について

1 改正の趣旨

令和 6 年 6 月 26 日に、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が公布され、新たな規定の追加に伴い、条の繰下げが生じます。

この改正に伴い、関連する丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 200 号）について改正を行うものです。

2 改正の概要

丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例第 8 条中、地方自治法「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めます。

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に定める日

丹波篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

水道整備・管理行政の国土交通省への移管に併せて、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）及び関係政省令が一部改正され、安全な水道事業の継続に向け技術者を確保することを目的として、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、新たな要件の追加や技術上の実務経験年数の見直しが行われました。

この改正に伴い、関連する丹波篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年篠山市条例第 39 号）について改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 布設工事監督者について

条例第 3 条中、必要とされる技術上の実務経験年数を改め、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程として、機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を加えます。また、1 級土木施工管理技士を布設工事監督者として位置付けることが適当とされたため、条例第 3 条に第 11 号を加えます。

(2) 水道技術管理者について

条例第 4 条中、必要とされる技術上の実務経験年数を改め、学歴及び学科要件における土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を加えます。また、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者及び 1 級土木施工管理技士を水道技術管理者に位置付けることが適当とされたため、条例第 4 条に第 7 号及び第 8 号を加えます。

なお、第 4 条第 2 項に規定する専用水道については、丹波篠山市は上水道事業で運営しており該当しないため削除します。

(3) 経過措置について

本条例の一部改正に伴い、附則第 2 項中、第 3 条第 8 号とあるのを第 3 条第 10 号及び第 4 条第 7 号に改めます。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

【別記】

条例第3条 布設工事監督者の資格要件（改正水道法施行令第5条を参酌）
（改正前）

分 類		実務経験年数	
大学卒業（短期大学除く） （）内は大学院にて衛生工学 又は水道工学を1年以上専 攻した場合	土木工学科又はこ れに相当する課程	衛生工学又は水道工学 を専攻	2年以上（1年以上）
		上記以外を専攻	3年以上（2年以上）
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上	
高等学校・中等教育学校卒 業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上	
実務実績のみ		10年以上	
外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上			
技術士（上下水道部門2次 試験合格）	上水道及び工業用水道を選択	1年以上	

（改正後）

分 類		実務経験年数
大学卒業（短期大学除く） （）内は大学院にて衛生工学 又は水道工学を1年以上専 攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	<u>1年半以上</u> （1年以 上）
	<u>機械工学科・電気工学科又はこれらに相当す る課程</u>	<u>2年以上</u> （1年半以 上）
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれらに相当する課程	<u>2年半以上</u>
	<u>機械科・電気科又はこれらに相当する課程</u>	<u>3年以上</u>
高等学校・中等教育学校卒 業	土木科又はこれに相当する課程	<u>3年半以上</u>
	<u>機械科・電気科又はこれらに相当する課程</u>	<u>4年以上</u>
実務実績のみ		<u>5年以上</u>
外国の学校において、上記に相当する <u>課程</u> を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
技術士（上下水道部門2次 試験合格）	上水道及び工業用水道を選択	<u>半年以上</u>
<u>土木施工管理に係る1級の技術検定合格者</u>		<u>1年半以上</u>

条例第4条 水道技術管理者の資格要件（改正水道法施行令第7条を参酌）
（改正前）

分 類		実務経験年数
布設工事監督者の資格を有する者（簡易水道事業除く）		不要
大学卒業（短期大学除く）	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	7年以上
高等学校・中等教育学校卒業	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	9年以上
実務実績のみ		10年以上
外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了		不要

（改正後）

分 類		実務経験年数
大学卒業（短期大学除く）	<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程</u>	<u>1年半以上</u>
	<u>工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程</u>	<u>2年以上</u>
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	<u>2年半以上</u>
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程</u>	<u>2年半以上</u>
	<u>工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程</u>	<u>3年以上</u>
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	<u>3年半以上</u>
高等学校・中等教育学校卒業	<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程</u>	<u>3年半以上</u>
	<u>工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程</u>	<u>4年以上</u>
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	<u>4年半以上</u>
実務実績のみ		<u>5年以上</u>
外国の学校において、上記に相当する <u>課程</u> を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了		不要

技術士（上下水道部門 2 次 試験合格）	上水道及び工業用水道を選択	半年以上
土木施工管理に係る 1 級の技術検定合格者		1 年半以上

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）により、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。この改正により、令和 6 年 1 月 29 日付けで児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）が公布され、家庭的保育事業所等の運営等に関する要件として「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとされました。

このことにより、丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年篠山市条例第 22 号）において、「栄養士」の配置等について求めている規定について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正内容に沿って、一部改正を行います。

2 改正の概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を規定している第 16 条第 1 項第 2 号において、「栄養士」の配置等を求めている部分について「管理栄養士」を追加することとします。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

※現在、市内に対象施設はありません。